

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

### ◎ 告 示

- ・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生（5件）
- ・保安林の指定の解除
- ・保安林の指定施業要件の変更の予定
- ・道路の供用開始（4件）

### 所管課（室）名

漁 業 振 興 課  
林 政 課  
//  
道 路 維 持 課

## 告 示

### 長崎県告示第32号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年1月28日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

津吉加入区

### 長崎県告示第33号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年1月28日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

福島町加入区

### 長崎県告示第34号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年1月28日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

三浦湾加入区

### 長崎県告示第35号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年1月28日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

豊玉町日の出加入区

長崎県告示第36号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年1月28日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

上対馬町南部加入区

長崎県告示第37号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和7年1月28日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
南松浦郡新上五島町間伏郷字犬瀬701の49・701の85（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び新上五島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第38号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和7年1月28日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成4年2月14日農林水産省告示第242号（2に係るものに限る。）、平成12年11月6日長崎県告示第1103号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課並びに五島市役所及新上五島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年1月28日

長崎県知事 大石 賢吾

| 道路の種類及び路線名   | 供用開始の区間                                        | 供用開始年月日   |
|--------------|------------------------------------------------|-----------|
| 一般国道<br>206号 | 長崎市琴海村松町字南小島705番1地先から<br>長崎市琴海村松町字南小島705番1地先まで | 令和7年1月28日 |

長崎県告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年1月28日

長崎県知事 大石 賢吾

| 道路の種類及び路線名     | 供用開始の区間                                | 供用開始年月日   |
|----------------|----------------------------------------|-----------|
| 主要地方道<br>長崎畝刈線 | 長崎市滑石2丁目317番3地先から<br>長崎市大園町1636番23地先まで | 令和7年1月28日 |

#### 長崎県告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年1月28日

長崎県知事 大石 賢吾

| 道路の種類及び路線名   | 供用開始の区間                                              | 供用開始年月日   |
|--------------|------------------------------------------------------|-----------|
| 一般国道<br>382号 | 対馬市上県町佐護字シブエ原東里216番2地先から<br>対馬市上県町佐護字シブエ原東里216番3地先まで | 令和7年1月28日 |

#### 長崎県告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年1月28日

長崎県知事 大石 賢吾

| 道路の種類及び路線名   | 供用開始の区間                                        | 供用開始年月日   |
|--------------|------------------------------------------------|-----------|
| 一般県道<br>鹿見港線 | 対馬市上県町鹿見字大平824番19地先から<br>対馬市上県町鹿見字大平824番19地先まで | 令和7年1月28日 |

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八二四)  
二二  
二二  
四一

印刷所  
印刷人  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺クイック  
田ク  
宏  
リ  
ン  
ト  
弥